

追加目次

議案第85号	佐渡市立学校設置条例の一部を改正する条例の 制定について	1
議案第86号	佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条 例の制定について	3
議案第87号	平成27年度佐渡市一般会計補正予算（第2号） について	5
議案第88号	平成27年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予 算（第1号）について	5

議案第85号

佐渡市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市立学校設置条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成27年6月19日 提出

佐渡市長

甲斐 元也

佐渡市立学校設置条例の一部を改正する条例

佐渡市立学校設置条例(平成16年佐渡市条例第125号)の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

両尾小学校	佐渡市両尾142番地
河崎小学校	佐渡市下久知501番地

」

を

「

河崎小学校	佐渡市下久知501番地
-------	-------------

」

に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

議案第86号

佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成27年6月19日 提出

佐渡市長

甲斐 元也

佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

佐渡市国民健康保険税条例（平成16年佐渡市条例第65号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「100分の8.89」を「100分の9.68」に改める。

第5条中「1万9,500円」を「1万9,800円」に改める。

第6条第1号中「1万7,600円」を「1万7,800円」に改め、同条第2号中「8,800円」を「8,900円」に改め、同条第3号中「1万3,200円」を「1万3,350円」に改める。

第7条中「100分の3.96」を「100分の4.06」に改める。

第8条中「1万2,300円」を「1万2,000円」に改める。

第9条中「100分の3.64」を「100分の3.39」に改める。

第10条中「1万3,700円」を「1万2,500円」に改める。

第24条第1号ア中「1万3,650円」を「1万3,860円」に改め、同号イの(ア)中「1万2,320円」を「1万2,460円」に改め、同号イの(イ)中「6,160円」を「6,230円」に改め、同号イの(ウ)中「9,240円」を「9,350円」に改め、同号ウ中「8,610円」を「8,400円」に改め、同号エ中「9,590円」を「8,750円」に改め、同条第2号ア中「9,750円」を「9,900円」に改め、同号イの(ア)中「8,800円」を「8,900円」に改め、同号イの(イ)中「4,400円」を「4,450円」に改め、同号イの(ウ)中「6,600円」を「6,680円」に改め、同号ウ中「6,150円」を「6,000円」に改め、同号エ中「6,850円」を「6,250円」に改め、同条第3号ア中「3,900円」を「3,960円」に改め、同号イの(ア)中「3,520円」を「3,560円」に改め、同号イの(イ)中「1,760円」を「1,780円」に改め、同号イの(ウ)中「2,640円」を「2,670円」に改め、同号ウ中「2,460円」を「2,400円」に改め、同号エ中「2,740円」を「2,500円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の佐渡市国民健康保険税条例の規定は、平成27年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成26年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

- 議案第87号 平成27年度佐渡市一般会計補正予算（第2号）について
（予算書別紙添付）
- 議案第88号 平成27年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
について
（予算書別紙添付）